

ワークとライフのあいだ

齋藤 修

昨年秋より英国ケンブリッジに滞在している。こちらでも新聞などをみていると、たまにワーク・ライフ・バランスという言葉に出会う。今度の予算カットで女性のワーク・ライフ・バランスにも大きな影響がでるだろう、といったようにである。その場合の「ライフ」とは、子どもの送り迎えを中心にした育児のことで、「バランス」とはそれと自分の「ワーク」との時間のやりくりを指しているようである。

ただ、こちらのひとがワークといったとき、どこらあたりに境目があるのだらうと思った。そんなことを考えたのは、こちらに来てすぐ友人夫妻と食事をしたあとであった。昔話に花が咲いたが、とりわけ奥さんの話がおもしろかった。彼女はフルタイムで働いたことはないが、いろいろな仕事をしてきた経験をもっている。

その一つにマジストレートの仕事がある。この職名は日本の方には馴染みないと思うが、治安判事という別称を聞けば、学生時代に英国史を受講したひとなら想い出すかもしれない。6世紀もの伝統をもつ、地域の法廷で刑事裁判を担当するジャッジのことである。昔はその地域の名望家になったが、現在は、男性でも女性でも——陪審員（裁判員）と同様——国民の誰でもその職に就くことのできる、そして昔もいまも法律とは無縁のひとが勤めることの想定されている、ボランティアな職である。彼女は7年間、この刑事裁判担当判事をやっていたというのである。

判事とはいっても、彼女の話では、毎週定期的に法廷事務所に出勤する必要などはないパートタイムの仕事だという。また、基本的に無給である。交通費や（有給休暇がとれなかった場合の）収入減少分の請求はできるといえるが、仕事自体にたいする報酬はまったくない。したがって通常の有業者の定義に入りにくい「ワーク」ではある。けれども、仕事の内容をみれば、給料を得てやっている裁判官のそれとちっとも変わらない。法廷で被告や警察のことを注意深く聞き、証拠に

目を通し、判決を下す。6カ月をこえる禁固刑を言い渡すことはできないそうであるが、逆にいえば、それ以下の程度の犯罪なら何でも処理をする。実際、統計によれば、刑事犯罪の95%はマジストレートが扱っているという。社会の根幹を担う、立派な「ワーク」である。

しかし、この仕事を当該職についているひとの雇用者側からみたらどうであろう。近代的な会社制度が誕生したときにはすでにこの制度があったわけであるから、文句をいえる筋合いの話ではないのかもしれない。けれども雇用者の本音は、ライフとのバランスをとるのは結構だけれども、「ワーク」は自分のところの仕事だけにしてもらいたいということではないだろうか。そして、これが日本であったならば、まちがいなく会社はそのような反応をすることであろう。

このマジストレートのような仕事はけっして英国だけの話ではない。どの社会にも存在するもう一つのワーク・カテゴリーである。日本語でボランティアというと何か少し異なったニュアンスが生ずるが、ボランティアでしかも社会の根幹にかかわる職というのは昔から存在した。たとえば、地域の民生委員や消防団なども基本的に類似の性格をもっている。そのようなワークの存在は、これまでのワーク・ライフ・バランスをめぐる議論のなかに入っていたのだろうか。

昨年秋からスタートしたわが国の裁判員制度も、本質的に英国のマジストレートと同じ発想からでているようである。裁判員はボランティアではないという点で小さくない相違はあるが、職業としてのワークの枠外で、社会の根幹にかかわる仕事を担うという意味では共通の哲学に支えられた制度とってよい。その制度が創りだした新しいワークが国民と雇用者にどのように受け入れられてゆくのか、さらには、それが従来からあったもう一つのワーク・カテゴリーの刷新と拡大をもたらすきっかけとなるのか、私は注目している。

(さいとう・おさむ 一橋大学名誉教授)